

箕面市議会

災害発生時 対応マニュアル

Ver.2021.9

議事運営マニュアル	．．．	P. 1
災害対応支援本部の設置基準と考え方	．．．	P. 5
災害対応支援本部の設置フローと体制と役割	．．．	P. 6
議員の支援活動時における活動原則	．．．	P. 7
位置づけ、附則、及び更新	．．．	P. 8

災害時の議事運営マニュアル

目的	災害時(非常時)に議会機能を維持すること ＝市政運営に支障を来さないようにする
目標	議会運営の判断をスムーズに行う
手段	マニュアルを策定し、議員及び 事務局職員がマニュアルに沿って行動する

想定する災害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震 ・台風、大雨（高齢者等避難発令レベル） ・その他議長が議会継続の判断が必要と認める災害（感染症のまん延）
--------	---

第1章 災害時の確認・検討事項

(1) 想定する災害が発生した場合の確認事項

要件	確認事項	行動マニュアル
① 議員の安否と市内の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ○議員の参集(定足数に足りるか) ○災害対応を優先する必要性の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否については、議員自らが、グループウェア上の常設の掲示板に入力する。ただし、グループウェアが利用不可能な場合は、災害対応支援本部に別の手段にて連絡する。 ・災害対策本部や災害対応支援本部から状況を確認する。
② 議案の有無	災害時においても議決しなければならない議案の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長が総務部長に確認する(議事室長から法制室長に確認する) ・災害復旧や人命救助等、市政運営上、緊急を要する予算審議など
③ 市職員の安否	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局職員の参集(議事運営に必要な人員) ○理事者(説明員)の参集 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網をもとに、各室でメール又は電話等で確認する⇒総務室長が集約し、事務局長に報告する。⇒事務局長は、正副議長に報告する。
④ 会議場所等の確保	議場※(⇒委員会室⇒庁内会議室) ※招集場所については、特別な理由をもって当日他に変更することは、議長の通知行為で可能と解される。 (出典：地方議会運営事典)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が管轄室と連携し、議場及び委員会室の安全を確認をする。 ・議場及び委員会室の両方が使用できないときは、庁内の他の会議室の使用を確認する。 ・録音環境や通信環境(タブレット用)を確認。 (通信環境が整わない場合は、紙媒体での議案書等の確保)

(2) 特別な対応が必要な場合の検討事項

チェック項目	検討事項
⑤ 会期日程の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○審議する議案の優先順位 ○即決・付託の可否 ○会期の変更 など
⑥ 会議開催の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○幹事長会議 ○議会運営委員会 ○常任委員会 ○本会議の追加開催 ○議案説明会 など
⑦ 審議等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○請願の取扱い ○意見書・決議案の取扱い ○要望書・陳情書の取扱い ○代表質問・一般質問 など

◎注意事項

- ・議会の招集告示はいったん告示されると変更、撤回することはできない。
- ・本会議(第1日)に議員の定足数が足りずに会議が成立しなければ、会期日程(会規4条)が決定できず、次の日以降に会議を開く途がないため流会となる。
- ・理事者(説明員)が出席できない場合でも、定足数が足りるのならば、流会にさせないために会期日程の決定のみ議決することも可能。
- ・本会議(第1日)までに議案の提出がなければ、審議する案件がないため、招集告示の効力はなくなる。その場合は招集回数にもカウントされない。

(3) 会議等の開催判断について

判断する項目	協議する人			理事者協議の要・不要	協議及び判断のタイミング
	議長	議運委員長	常任委員長		
本会議の開催	◎	○		○	前日までに (場合により当日7時)
議会運営委員会の開催	◎	◎			前日までに (場合により当日7時)
(議会運営委員会を開催しない場合) 請願の取扱い	◎	○			議会運営委員会の前日までに (場合により当日7時)
常任委員会の開催	○		◎	○	前日までに (場合により当日7時)

※実施方法としての選択肢は①通常どおり(予定どおり)実施する ②一部変更して実施する (例えば、第1日は会期日程のみを議決し「延会する」、「会期延長する」、「任意の会議は開催しない」という運用変更も考える。)

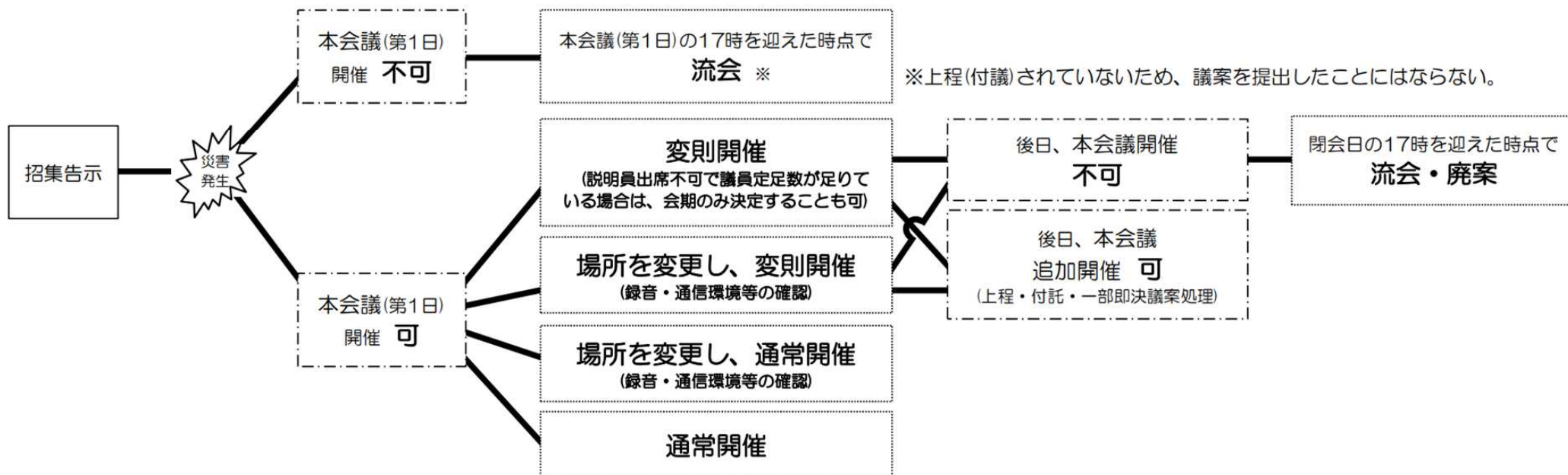
※議長(委員長)に事故があるときは副議長(副委員長)が、また、議長(委員長)及び副議長(副委員長)ともに事故があるときは年長議員(年長委員)が判断する。ただし、副議長については、可能な限り協議に参加するものとする。

任意の会議等

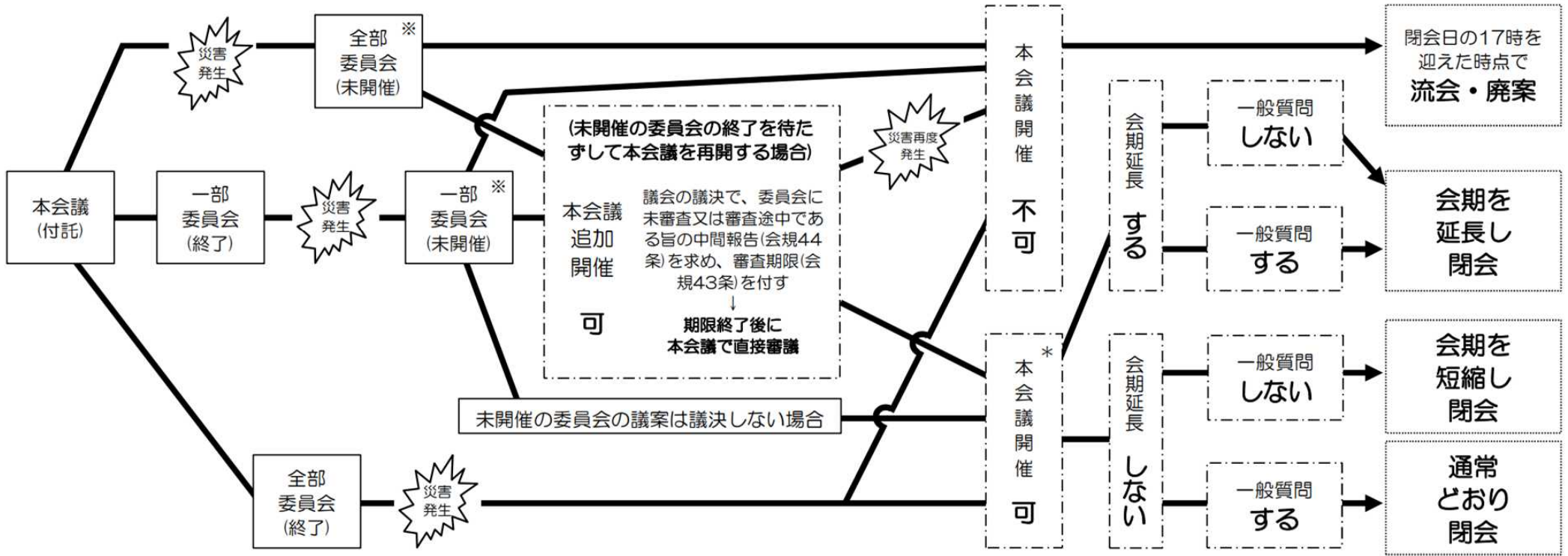
判断する項目	協議する人		理事者協議の要・不要	協議及び判断のタイミング
	議長	議運委員長		
議案説明会の開催	◎		○	前日までに
幹事長会議の開催	◎			前日までに (場合により当日7時)
(幹事長会議を開催しない場合) 要望書・陳情書の取扱い	◎			1回目の幹事長会議の前日までに (場合により当日7時)
(幹事長会議を開催しない場合) 意見書・決議案の取扱い	◎			2回目の幹事長会議の前日までに (場合により当日7時)
代表質問・一般質問の実施	◎	○	○	発言通告締切までに (場合により締切後の翌日までに)

第2章 災害時の定例会の流れ

(1) 招集告示後、本会議(第1日)までに災害が発生した場合



(2)本会議（付託）後、閉会までに災害が発生した場合



※委員会未開催（一部も含む）の注意事項

- 委員会報告書（会規75条）を議長に提出しなければ、当該事件を本会議の議事日程に掲載できない。
- 審査が終了していない事件を委員会報告書に掲載することはできない。また、委員会報告書を省略することはできない。
- 閉会中の継続審査の申し出（会規74条）は、委員会の議決に基づき委員長から議長に申し出る必要があるため、未開催の場合は、申し出ることができない。

*会議時間短縮のため、一部の議案のみ議題とし、採決することが可能。また、討論を用いず議会の議決により委員長報告を省略することができる。

(3)廃案後の処理について

- 次回定例会に再度提出し、議決する。
- 臨時会を開催し、再度提出し、議決する。
- 緊急を要する議案に限り、市長の専決処分により処理し、次回定例会で報告を受け、議決する。

(4)招集回数のカウントと年4回招集できなかった場合の対応について

- 議会の招集を告示すると、本会議(第1日)を開催できなくても1回とカウントされる。
ただし、本会議(第1日)までに議案の提出がなければ、審議する案件がないため、招集告示の効力はなくなり、招集回数にカウントされない。
- 年4回招集できなかった場合は、下記のように附則にて条例改正が必要となる。(参考：宮城県気仙沼市)

○箕面市議会定例会の招集回数を定める条例

箕面市議会定例会は、毎年4回招集しなければならない。

附則

(令和〇年の定例会の回数の特例)

第1条の規定にかかわらず、令和〇年の定例会の回数は、3回とする。

箕面市議会の災害対応 — [災害対応支援本部]の設置基準と考え方

災害対応支援本部の目的と考え方

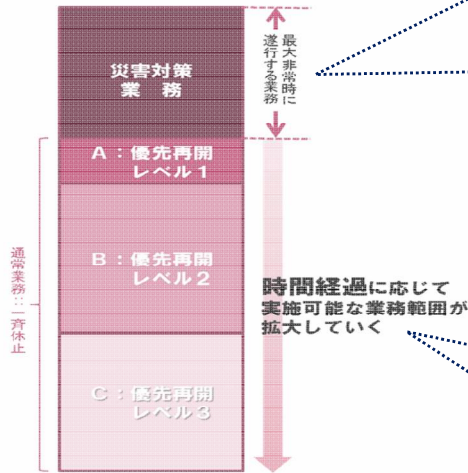
目的：議会組織として災害対策本部の支援を行うことで、市民のための災害対応に尽力する
 考え方：災害対策本部の基準・考え方を準用した支援本部の運営を行うものとする

災害対策本部BCPの考え方

地震時BCP

- ・通常業務は条例により一斉休止が可能
- ・通常業務の重要度＝再開の優先度となる

発災からの時間経過によって
実施可能な業務範囲が拡大する



(1) 支援本部設置の基本条件

- ① 平日の市役所業務時間(8:45-17:15)内
- ② 正副議長(職務代行者)の参集

(2) 災害対応支援本部設置判断基準1

事務局－災害対策・優先業務要員
 ※通常業務は優先再開業務に含まれる
 ※支援本部は通常業務に含まれていない

	本部会議	…対策部	…対策部	…対策部
発災から24時間以内に着手する業務		災害業務 ①		
発災から3日以内に着手する業務		災害業務 ②		
発災から4日以降に着手する業務		災害業務 ③		

災害対策本部と連動した設置判断

- (開・閉) 災害(1)段階(24h以内) … 支援本部は設置しない → 議員安否確認のみ(サイボウズ)
- (開・閉) 災害(2)段階(3日以内) … 支援本部設置判断 → 議員安否確認のみ
- (開・閉) 災害(3)段階(4日以降) … 支援本部設置判断 → 議員安否確認のみ

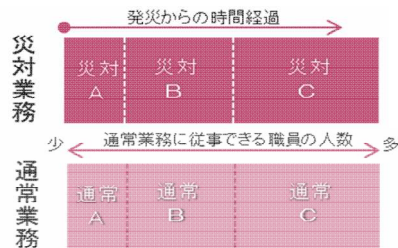
(3) 災害対応支援本部設置判断基準2

- (開・閉) 優先再開レベル(1)段階 … 支援本部設置判断 → 議員安否確認 ※議会開催判断(議事BCP)
- (閉・閉) 優先再開レベル(2)段階 … 支援本部設置判断 → 議員安否確認・支援活動

事務局は災対本部要員のため[支援本部]に位置づけない。業務移行にとまひ、通常業務の範囲で支援本部をサポートする

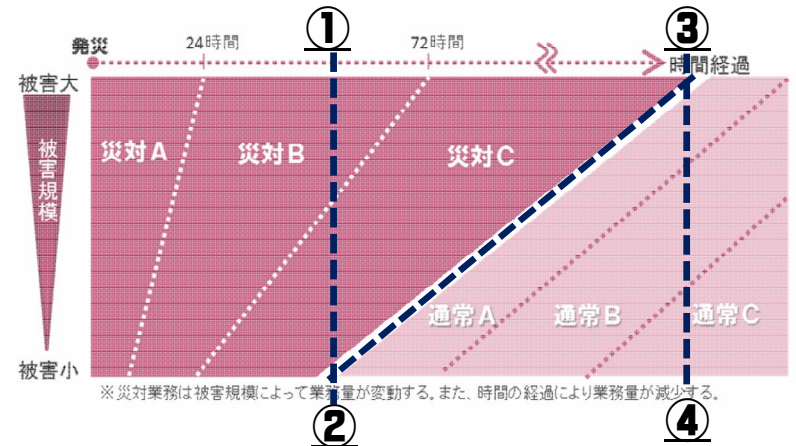
(4) 被害規模が小さく通常業務が並行した場合の議会事務局の位置づけについて

災害対策本部BCPの考え方



ポイントごとの支援本部と議会事務局の動き

	支援本部	事務局
①-②	設置なし ※安否確認のみ	災害対策業務
②-③	設置あり 議事判断	レベル1-2業務
③-④	設置ありor解散	レベル2-3業務
④	解散	通常業務体制



②-③間の活動内容は今後の訓練等で実験・検証後に位置づけ等を別途定める

箕面市議会の災害対応 — 「災害対応支援本部」の設置フローと体制・役割

災害発生or予測(地震、台風、豪雨、etc)

↳ (市)災害対策本部の設置判断

設置決定

市職員(参集・待機等)
ダイレクトメール

同タイミング・内容を全議員に自動配信

箕面市議会

正副議長

正副議長の参集判断
(議)災害対応支援本部の設置判断
(※設置しない場合は引き続き状況把握に努める)

支援本部設置決定

議長より参集指示
→エリア担当議員

災害対応支援本部の体制

本部長(議長)

副本部長(副議長・情報統括)

エリア担当議員(西・中・東)

※(議会)本部要員は支援本部参集を優先

(市)災害対策本部との連絡・調整窓口

副本部長協議(副市長・副議長)

○副市長・副議長間による協議調整(随時)
・被災情報の共有、伝達、その他要調整事項等



支援本部の想定する主な役割・活動(議会運営を除く)

【災害対策業務専念状態、優先再開レベル1】

(1) 安否確認(全議員)

- 一次集約 → サイボウズ上での自主連絡を義務化
※連絡不可、把握漏れのみ二次に移行
※安否、所在、要請可否等を集約(フォーマット)
- 二次集約 → 電話等の可能な手段で支援本部からエリア担当議員が確認
※集約内容は一次と同様

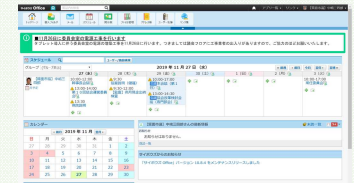
【再開優先レベル2以降、通常業務同時遂行状態】

(1) 安否確認(全議員)

- 上記と同様

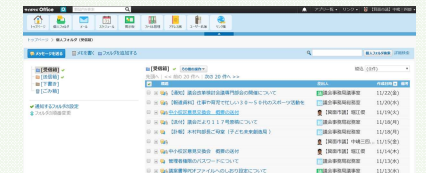
(2) 被害情報の収集(各議員)

- 集約方法 → 各議員から随時支援本部に集約
※問い合わせの窓口はエリア担当議員
情報集約や問い合わせ対応を行う
- 集約手段 → ①サイボウズ(常設スレッド・フォーマットに書き込む)
②LINE(グループ) ③電話



(3) 情報・集約トリアージ(副本部長、エリア担当議員)

- エリアごとの被害・ニーズ情報集約・整理
- 災害対策本部の発信情報の集約・整理



(4) 災害対策本部との調整(副本部長)

- 副本部長協議

(5) 集約情報の発信(支援本部)

- 伝達手段→サイボウズ上へ集約情報をリアルタイムでUP

(6) 災害対策本部への協力(支援本部)

- 支援本部からの協力依頼・結果集約を行う
- 依頼方法→稼働可能な議員に支援本部から直接依頼を行う

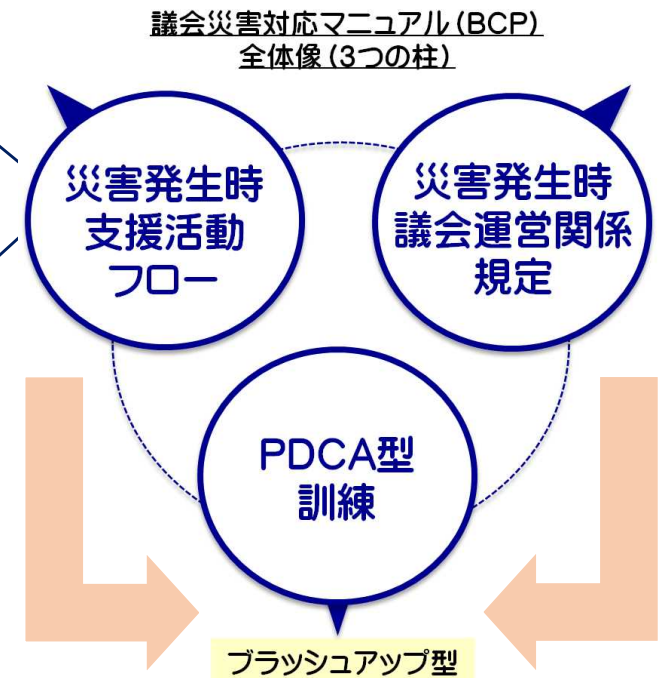
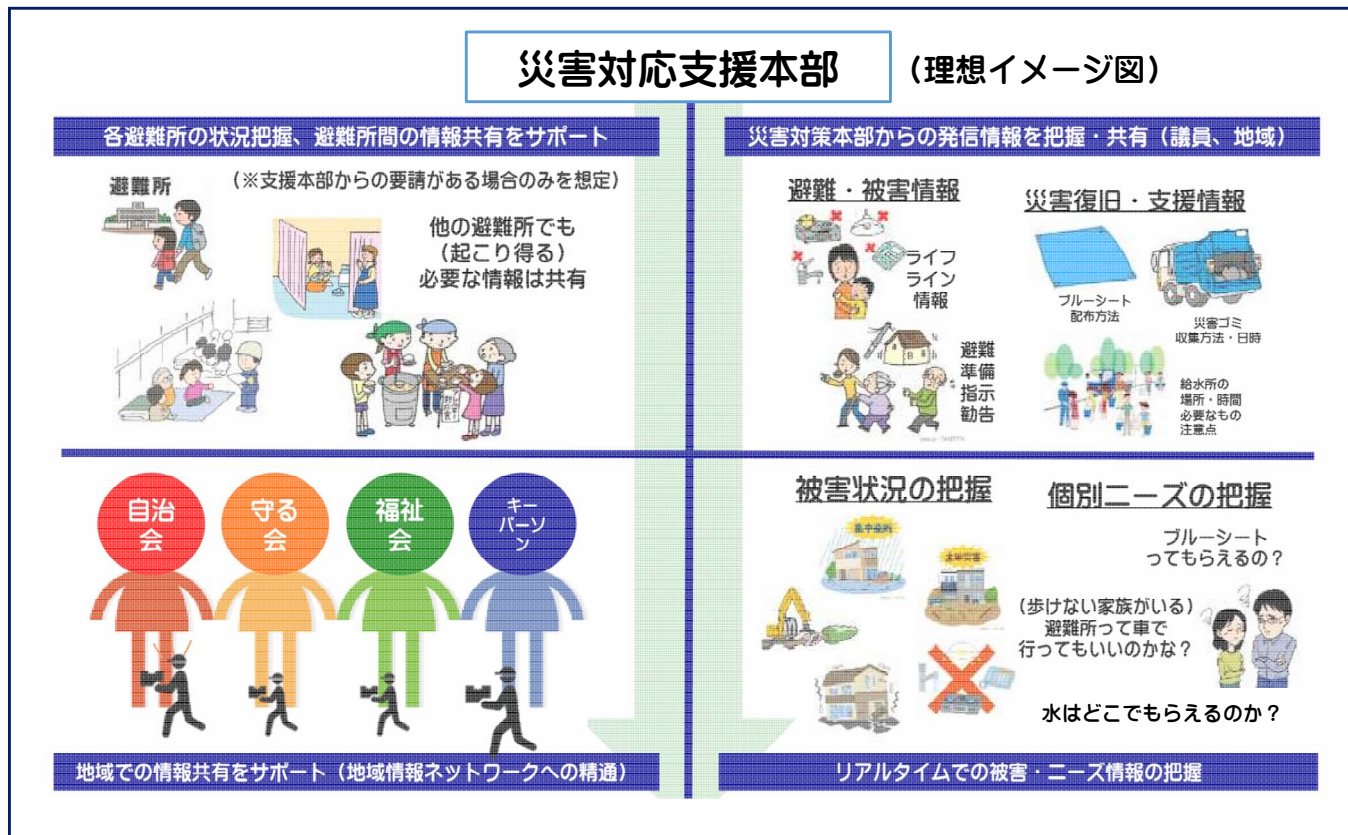
箕面市議会の災害対応 — 議員の支援活動時における活動原則

【災害対応マニュアル作成の目的】

- ①災害発生時における議会組織としての対応体制、活動内容・ルールを定めるとともに、議員主体の実働体制を構築すること。
- ②過去の経験（苦情等）もふまえ、【市】災害対策本部（避難所含む）への議会組織としての対応ルールを確立すること。
- ③災害対応支援本部のもと、出来る限りの支援活動を展開するための活動原則（以下）を定めること。

議会としての活動原則
は次のとおり定める

- 地域での役割について… ①支援本部要員以外は地域での役割を最優先する
- 災害対策本部について… ②災害対策本部への直接的連絡は緊急時を除き行わない
- ③災害対策本部への出入りは行わない
- 避難所について… ④避難所の出入りについては各地区防災委員会の意向を尊重する
- ⑤地域の役割がある場合を除き、避難所での指示等は控える



- シミュレーション訓練の企画実施、評価検証を行う
- 地区防災委員会との関係構築(意向確認)を行う

位置づけ

本マニュアルは、「箕面市議会議会基本条例 第八章 第二十三条」の規定に基づき制定する。

附則

災害対応支援本部の運用に関し、必要な事項は別途定める。

更新

制定：令和3年（2021年）9月6日